

プライバシーマーク制度委員会 作業部会運営規則



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 28 年 3 月 24 日	プライバシーマーク制度委員会に作業部会を設置することに伴い、当規則を新設する。	平成 28 年 4 月 1 日
1.1	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法（JIS 法）改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

プライバシーマーク制度委員会作業部会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）第5条第7項の規定に基づき、プライバシーマーク制度委員会（以下「制度委員会」という。）に設置されるプライバシーマーク制度委員会作業部会（以下「作業部会」という。）の運営について定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、この規則に特別の定めがあるもののほか、基本綱領、「プライバシーマーク制度委員会運営規則」（以下「制度委員会運営規則」という。）、及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」において使用する用語の例による。

(構成等)

第3条 作業部会は、制度委員会運営規則第3条第1項の規定に基づき選任された制度委員会委員のうちの3人以上の委員で構成する。

- 2 作業部会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合に新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 作業部会は、付与機関が諮問する事案について審議し、その結果を答申する。

(開催)

第5条 作業部会は、付与機関又は座長が招集する。

- 2 作業部会は、必要に応じて開催する。
- 3 作業部会は、出席者が3人に満たない場合を除き、委員の過半数の出席により成立する。

(採決)

第6条 作業部会の審議は、原則として出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(秘密保持義務等)

第7条 委員は、作業部会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 三 作業部会の審議をしたとき公知であった情報
 - 四 作業部会の審議の後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 2 委員は、前項の規定により秘密保持の義務を負う情報を作業部会での審議のためにのみ利用し、それ以外の目的に利用してはならない。
- 3 委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。
- 4 前三項の事項を担保するため、委員は様式1により、秘密保持に関する誓約書を付与機関に提出する。

(作業部会の事務等)

第8条 作業部会の事務は、事務局が行う。

- 2 事務局は、作業部会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(改正)

第9条 この規則の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、付与機関が行う。

様式 1**秘密保持に関する誓約書**

この度、プライバシーマーク制度委員会作業部会（以下「作業部会」といいます。）の委員に就任するに当たり、委員である間も、委員でなくなった後も、下記の事項を遵守することを誓約致します。

記

1. 作業部会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示しません。ただし、次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合を除きます。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 作業部会の審議をしたとき公知であった情報
 - (4) 作業部会の審議の後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
2. 上記1により秘密保持義務を負う情報は、作業部会での審議のためにのみ利用し、それ以外の目的に利用しません。

以上

年　月　日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
会長（会長名） 殿

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>